

検査又は調査の結果(令和2年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
6月25日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場の工事計画書を速やかに提出するよう指導した。 2. 火薬作業監督者について、解任届出を速やかに提出するよう指導した。
6月26日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
7月13日	宮城石灰岩手	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 露天採掘場及び鉱山道路の一部について、土砂流出防止のため覆土植栽を検討するよう指導した。 2. 露天採掘場に導水路を設置する必要性について検討するよう指導した。 3. 露天採掘場で犬走りのない箇所法尻に立入禁止措置を行うよう指導した。 4. 全域にわたり、法面の浮石落としが困難とのことから、法尻から一定距離のところ土盛り等による立入禁止措置を検討するよう指導した。 5. 鉱山敷地内と市道の間はトラロープの柵はあるが、平坦で容易に人が進入できるため、土砂流出防止も兼ねて土盛り等の設置を検討するよう指導した。 6. 沈砂池について、土砂で埋まり、下部の排出口が開閉し溢流していたため、土砂浚渫または開閉部閉塞等を指導した。 7. 市道林道の側溝の雨水が沈砂池に入っているため、今後の措置について市側と協議するよう指導した。 8. 鉱業廃棄物置場にある重機用タイヤ、ゴムベルト、金属類等については、廃棄物処理業者への処分を依頼するよう指導した。
7月15日～7月16日、8月6日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 7月14日に発生した発破飛石災害について、改めて現況調査を実施するとともに、災害の原因究明、災害発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価を行い、再発防止策を実施するよう指導した。 2. 横孔穿孔の作業手順書が定められていないため、定めるよう指導した。 3. 保安規程に定める発破責任者が指定されていないため、予め指定するよう指導した。
7月15日～7月17日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	1. 非常用予備発電装置の工事計画書を速やかに提出するよう指導した。
7月20日～7月21日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. エキスバンドメタル製通路に錆の塊が多数落ちており、通路の隙間から下部に落下する恐れがあるため、当該リスクの評価を行うよう指導した。 2. 保安教育の記録が不十分なので、漏れなく保存するよう指導した。 3. 帳簿類の記載者が不明確であったので、明確にするよう指導した。 4. 総線抵抗測定及び接地抵抗測定で用いている測定機器について、長年校正されていないので、校正するよう指導した。 5. B種接地工事の接地抵抗値の評価において、決定の基礎となる1線地絡電流値の確認が長年実施されていないので、確認し再度計算にてB種接地抵抗値を評価するよう指導した。
7月20日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 表土処分計画を検討し、その結果に応じて集積場の工事計画書を提出するよう指導した。 2. 沈砂池緊急時放流ルート近くの堆積粉じんについて、清掃し、搬出するよう指導した
7月21日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
7月28日～7月29日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 切羽全般において、鉱山道路脇の土盛りが低い箇所があり自動車等が転落するおそれがあるため、適切な転落防止設備を設けるよう指導した。 2. 沈殿池脇の鉱山道路について、転落防止措置が取られておらず自動車等が沈殿池に転落するおそれがあるため、道路勾配の検討と転落防止措置の実施について指導した。 3. 砕鉱場の立地箇所について、地盤の安全性を確認しその結果を記録する等、施設の保全のため必要な措置を講ずるよう指導した。 4. 保安教育について、保安規程に定めたとおりに実施されていないため、実施するよう指導した。 5. 機械器具等の使用方法や作業手順が定められていないものがあるため、不足しているものを定めるよう指導した。
7月29日～7月30日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
7月29日～7月31日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
7月29日～7月31日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場の場内排水路内の湛水管所について、改善するよう指導した。 2. 集積場の非常排水路溢流堰付近の立木は非常時に備え伐採するよう指導した。
7月30日～7月31日	旧花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
7月30日～7月31日	旧花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
8月4日～8月5日	新滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 7月20日に発生したダンプトラックの火災・墜落災害、7月27日に発生したダンプトラックの横転災害について、原因の調査結果に基づき、再発防止対策を講ずるよう指導した。 2. ダンプトラックについて、1月に年次点検が行われているが警音器動作不良のまま放置されていたため、改善を図るとともに、その原因について調査を行い、再発防止対策を講ずるよう指導した。
8月6日～8月7日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 8月5日に発生した墜落災害について、原因調査及び災害発生前に講じていた保安確保措置の評価を行い、再発防止対策を講ずるよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
8月21日	米谷	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
8月26日～27日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
8月26日～8月28日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
8月26日～8月28日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. たい積場の立木は計画的に伐採するよう指導した。
8月31日	宮城石灰	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査	適	なし
9月3日～9月4日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査に基づく保安確保措置について、その実施状況を確認する際は、確認結果を記録するよう指導した。
9月7日～9月8日	巖美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 設備冷却用ファンモーターのベルト周辺部に設置されている保護カバーについて、裏側が覆われておらず、ベルトに巻き込まれるおそれがあることから、安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 2. 設備回転用チェーンの囲いに穴が開いており、チェーンに巻き込まれるおそれがあることから、安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 3. 設備下部のモーターのVベルト部がむき出しになっており、ベルトに巻き込まれるおそれがあることから、安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 4. 製品の製造工程においてベルトコンベア上の原材料を手で碎いており、ベルトコンベアに巻き込まれるおそれがあることから、安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 5. ベルトコンベア乗継部周辺のカバーが不十分であり、ベルトコンベアに巻き込まれるおそれがあることから、安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 6. 設備導入にあたって、現況調査が行われていないので、現況調査を行うよう指導した。
9月9日～9月11日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
9月9日～9月11日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積作業について、必要な作業手順書を定め、鉱山労働者に周知するよう指導した。 2. 粉じん発生施設について、定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、その結果を記録するよう指導した。
9月14日～9月15日	白竜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアのテールプリーについて、現況調査の結果カバーを設置することとしているが、設置されていないため、カバーを設置するよう指導した。 2. ベルトコンベアのモータースプロケットのカバーについて、現況調査から漏れていたため、再度現況調査を行うよう指導した。 3. ベルトコンベアについて、現況調査の結果転落防止柵を設置することとしているが、一部実施されていないため、転落防止柵を設置するよう指導した。 4. 階段の一部に手すりがないこと、作業通路の一部に手すりの中さんがないことにより、鉱山労働者の墜落の危険があるため、墜落防止のための措置を行うよう指導した。 5. 作業通路に設置している電線について、被覆が一部損傷していることから、改善するよう指導した。 6. 鉱山敷地内の鉱石の仮置き場について、粉じん発生施設として特定施設の工事計画届を直ちに届出するよう指導した。
9月15日	仙人	鉄	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	適	なし
9月16日～9月18日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
9月16日～9月18日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
9月23日～9月24日	八総(木戸)	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
9月24日	豊国	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
9月29日	松保土	銅	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
10月1日～10月2日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアのヘッドカバー及びリターンベルトにカバーが設置されておらず、ベルトに巻き込まれるおそれがあることから、安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 2. 建屋への出入口2カ所について、石積みや土のう積み状態の通路であり、転倒のおそれがあることから、適切な措置を講ずるよう指導した。 3. 通路の頭上に低圧架空引込線が通過し、作業者が触れる高さとなっているので、感電防止対策を講ずるよう指導した。 4. ミニバックホーについて、使用開始以来、日常点検及び月1回の定期点検を実施していないため、実施するよう指導した。 5. 割岩機による割岩作業の導入にあたり、現況調査が行われていないことから、リスクを洗い出し作業手順書に反映するよう指導した。 6. 割岩機の導入にあたり実施した保安教育と、防爆シートの使用にあたり実施した保安教育の実施内容について、教育台帳に記録するよう指導した。 7. 防爆シートの使用実績について、保安日誌への記載がないことから、記載するよう指導した。
10月1日～10月2日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
10月6日～10月7日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 前回検査で指導した沈殿池脇鉱山道路の転落防止措置について、確実に実施するよう指導した。 2. 前回検査で指導した砕鉱場設備の基礎地盤の安全性確認について、メーカーの資料内容を確認し、整理し、安全性を説明するよう指導した。 3. 前回検査で指導した保安教育について、再教育を含めて保安規程どりに実施されていないため、実施状況一覧表及び実施スケジュール表で管理する等、確実に実施するよう指導した。 4. 前回検査で指導した機械器具等の使用方法や作業手順の作成について、一覧表に整理して管理を行い確実に整備するよう指導した。 5. 8月5日に発生した墜落災害に対する再発防止対策(以下、「再発防止対策」という。)として、外部からの鉱山入場者に対し注意事項を周知するため、配布用注意事項を作成し周知するよう指導した。 6. 再発防止対策として、作成することとしていた「修理作業全般に共通する作業標準書」及び「モーター取り外し作業手順書」が作成されていないため、作成し、鉱山労働者に周知・教育するよう指導した。 7. 再発防止対策として、保安管理機構及び保安規程の保安管理体制の構成等を見直し、鉱山労働者に対して責任と権限の周知を行うよう指導した。 8. 再発防止対策として、作業等に係る連絡体制の確認と周知の徹底について、保安組織体制に基づき確実に実施するよう指導した。 9. 発破作業手順書において、水平穿孔を含む採掘規格及び飛石防止対策を規定するよう指導した。 10. 保安日誌の記載者について、作業監督者等の職務範囲を基本として見直すよう指導した。 11. 露天採掘場東側に集積している捨石について、集積高さが10m以上であり特定施設に該当するため、工事計画届を早急に提出するよう指導した。 12. 原石ホッパーの車止めについて、車両が転落するおそれがあるため使用する車両のタイヤ径に合わせて機能するよう維持管理を行うよう指導した。 13. ダンプトラックに消火器が搭載されていないため、他の自動車及び車両系鉱山機械を含めて、火災発生に備えて必要な数を適切な場所に搭載するよう指導した。 14. ベルトコンベアテール部にカバーが設置されておらず、巻き込まれのおそれがあるため、カバーを設置するよう指導した。 15. 砕鉱場施設の一部について墜落防止措置等が実施されておらず、墜落のおそれがあるため、墜落防止措置を講ずるよう指導した。 16. 保安図が現状に合っておらず、さらに一部区域については保安図がないため、現状に合わせて各区域の保安図を作成するよう指導した。
10月7日～10月9日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山内の電気工作物についてPCB濃度を早急に調べる他、PCB含有機器については法令に基づいた手続及び処分を早急に行うよう指導した。また、構内に油漏れの跡があることから、速やかに対策を講ずるよう指導した。
10月7日～10月9日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 休止坑井については、廃坑措置を行うよう指導した。 2. 保管しているドラム缶を早急に処分するよう指導した。 3. 濾過池の排出部について補修するよう指導した。 4. 坑井付近の油漏れについて、早急に撤去し、密閉等の措置を実施するよう指導した。 5. 油が溜まっている場所について、早急に回収する他、原因を究明し、必要な対策を講ずるよう指導した。
10月8日～10月9日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. モーター中央部に囲いがされていない箇所が複数あり、巻き込まれるおそれがあるため、囲いをするよう指導した。 2. モーターの裏側に囲いがされていない箇所が複数あり、巻き込まれるおそれがあるため、囲いをするよう指導した。 3. 通路に手すりがない箇所や、背籠が不十分な梯子があり、墜落のおそれがあるため、墜落防止措置を講ずるよう指導した。 4. 階段が固定されていない箇所があり、倒れるおそれがあるため、固定等するよう指導した。 5. エキスバンドメタル製の通路が荷重により変形しており、踏み抜きのおそれがあるため、補強等するよう指導した。 7. フォークリフトについて、年次点検で指摘された油漏れの修理がされていないため、修理するよう指導した。 8. 一部設備について、年次点検記録がないので記録するよう指導した。
10月8日～10月9日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
10月14日～10月15日	八谷	鉛・亜鉛	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
10月21日～10月23日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
10月21日～10月23日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
10月22日～10月23日	新滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 採掘場の路肩について、一部土盛りが低い箇所があり墜落のおそれがあるため、改善するよう指導した。 2. 一部設備からの粉じんの飛散、及び当該設備の下に粉じんのたい積が認められるので、改善を図るよう指導した。 3. ベルトコンベアのテールプリーにカバーが設置されておらず、巻き込まれるおそれがあるため、設置するよう指導した。 4. 作業用通路の一部に土盛りが無い部分があり、墜落のおそれがあるため、改善するよう指導した。 5. エキスバンドメタル製の通路の一部穴が開いており、墜落のおそれがあるため、改善するよう指導した。 6. 堆積粉じん清掃作業の際使用する作業用通路について、通路下部の水溜へ作業者が転落する恐れがあるため、改善するよう指導した。 7. 現況調査に基づく保安確保措置について、実施状況の確認、評価及び見直しが行われていないため実施するよう指導した。 8. 7月20日に発生したダンプトラック火災の再発防止対策について、一部実施されていないので実施するよう指導した。
11月4日	松岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
11月4日～11月5日	わら口	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
11月4日～11月5日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山道路の一部において、路肩に自動車等の転落防止措置が実施されておらず転落するおそれがあるため、転落防止措置を行うよう指導した。 2. 鉱山道路に設置されている、排水路を横断する鉄板について、通行するダンプトラック等の脱輪、転落等のリスクに対して、強度、幅等に係る安全性が十分であるか、現況調査を行い、その結果を踏まえて措置を講ずるよう指導した。 3. 工場内のはごの一部に墜落防止措置がなく墜落のおそれがあるため、墜落防止措置を講ずるよう指導した。 4. 集積場の山腹水路が一部設置されていないため、設置するよう指導した。 5. 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に係る作業監督者が選任されていないため、選任し届出すること、また、これに関して保安規程を変更し届出するよう指導した。
11月5日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. たい積場左岸山腹水路が一部設置されていないため、設置するよう指導した。 2. 鉱業廃棄物に係る作業監督者について選任し、保安規程を変更し、変更届出を提出するよう指導した。
11月5日	余目	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの振動が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
11月6日	湯の台	石油・ガス	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
11月13日	黄金沢	金	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
11月17日～11月18日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
11月26日～11月27日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	適	なし
11月25日～11月26日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場の巡視について、記録がない部分があるため、記録するよう指導した。
11月25日～11月27日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
11月25日～11月27日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
11月25日～11月27日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
11月26日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. パワーショベルの昇降用ステップが破損しており、運転者が昇降時に転落するおそれがあることから、安全に昇降できるよう整備するよう指導した。併せて、他のパワーショベルについても現況調査を行い確認するよう指導した。 2. ダンプトラックに火災を防止するための消火器が配備されていないことから、消火設備を設けるよう指導した。併せて、他のダンプトラックについても現況調査を行い確認するよう指導した。 3. 現況調査にて抽出されたリスクについて、切羽内沈砂池上部の法面から5m以内は重機・人が立ち入らないようにするよう、保安委員会で危険性は周知されているものの、具体的な措置内容がないことから、確実に実施されるような措置を講ずるよう指導した。
12月1日～12月2日	大楯	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 穿孔機のバックミラーが破損しているため、修理するよう指導した。併せて、その他の自動車及び車両系鉱山機械についても現況調査を行い確認するよう指導した。 2. 油圧ショベルについて、消火設備が設置されていないため、火災の防止や火災による被害範囲の拡大を防止するための消火設備を設置するよう指導した。併せて、その他の自動車及び車両系鉱山機械についても現況調査を行い確認するよう指導した。
12月9日	板嵐	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山道路の一部において、転落防止措置の土盛りが不十分な箇所があるため、改善をするよう指導した。 2. 鉱山道路の上の法面から落石が認められるので、落石防止措置を講ずるよう指導した。 3. 砕鉱場の階段に手すりがない箇所があることから、安全対策を講ずるよう指導した。 4. 回転体の一部に保護カバーがなく、作業員が回転体に巻き込まれるおそれがあることから、安全対策を講ずるよう指導した。 5. 一部の作業に係る作業手順が定められていないため、作業手順を定めるよう指導した。 6. 令和元年度に抽出、評価されたリスクについて、優先度の決定、措置の検討及び措置の実施が行われていないので、これらを実施するよう指導した。
12月11日	松保土	銅	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
12月14日～12月15日	古遠部	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
1月19日～1月20日	三共常業	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアのテールプリーについて、カバーが一部破損し、巻き込まれる恐れがあるため、十分な保安設備を設けるよう指導した。 2. 一部原動機の裏側にベルトカバーが設置されておらず、巻き込まれる恐れがあるため、必要な保安設備を設けるよう指導した。 3. 建屋の作業床に足が落ちる開口部があり、けがのおそれがあるため、必要な保安設備を設けるよう指導した。 4. スクリューコンベアの一部について、チェーンカバーが設置されておらず、巻き込まれる恐れがあるため、必要な保安設備を設けるよう指導した。 5. 洗い出されたリスクに対して、措置の実施状況の確認、措置の内容の評価、及び措置の見直しについて行われていないものがあるため、これらを実施し、記録するよう指導した。 6. 坑内の車両系鉱山機械又は自動車の作業箇所又は運転箇所において、空気中の一酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガス及び窒素酸化物の含有率の測定が行われておらず、有害ガスによる危害の恐れがあるため、保安規程に定めたとおり測定し、記録するよう指導した。 7. 坑内において、空気中の酸素及び炭酸ガスの含有率並びに通気量の測定が行われておらず、十分な通気が確保されない恐れがあるため、測定を実施するよう指導した。 8. 保安規程の改正について、届出が行われていないため、届出を行うよう指導した。
1月26日	真野	金	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. クローラードリルの昇降用ステップについて、留め具が緩んでおり、昇降の際ステップが外れて墜落するおそれがあるため、改善するよう指導した。 2. 一部の車両系鉱山機械について、平成31年以降の年次点検記録が確認できないため、保安規程に定めたとおり点検を行い記録を保存するよう指導した。 3. 保安パトロールについて、保安規程に定めたとおり実施されていないため、実施するよう指導した。
1月27日	興北	金	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
1月28日～1月29日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
2月25日～2月26日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場及び埋立場に形状変更が認められたため、現況を調査するとともに、届出の内容と照らし、必要な手続きを速やかに行うよう指導した。 2. 捨石を集積している箇所について、速やかに工事計画届を提出するよう指導した。
3月11日～3月12日	田老	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	1. 水処理施設からの滴水について、原因を究明するよう指導した。

注1：操業状態の区分は、次のとおり。  
稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。  
休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。  
廃止：鉱業法に基づき鉱業権が消滅したもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。  
不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。  
適：「不適」以外の検査等の結果。